

水戸市に事業所を有する皆様へ

令和2年4月1日から 産業廃棄物等の 申請・届出等の窓口が変わります！

令和2年4月1日に水戸市が中核市に移行となり、産業廃棄物等に係る事務が、茨城県から権限移譲され、下記の申請・届出等の窓口が水戸市に変更となりますのでご注意ください。

廃棄物処理法関係	
○廃棄物処理施設の設置の許可 ○産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可 ○産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等 状況報告書の届出 ○多量排出事業者の処理計画書及び実施 状況報告書の届出	廃棄物対策課 管理係 ☎029-291-6917
○有害使用済機器保管等の届出	廃棄物対策課 不法投棄対策室 指導係 ☎029-350-8035
PCB 特措法関係	
○PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の保管等 の状況に関する届出	廃棄物対策課 管理係 ☎029-291-6917
自動車リサイクル法関係	
○使用済自動車の引取業及びフロン類回収業 の登録 ○使用済自動車の解体業及び破碎業の許可	廃棄物対策課 管理係 ☎029-291-6917
※水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例関係	
○土砂等による土地の埋立て等の許可	廃棄物対策課 不法投棄対策室 指導係 ☎029-350-8035

※組織改編により、ごみ対策課から変更

◇産業廃棄物処理事業者への許可の取り扱いについて

中核市移行後の許可の扱いは、以下1～3のとおりです。

1 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業

	区分	必要な許可
(1)県内全域で収集運搬業を行う場合	ア 水戸市内 に積替え保管施設を有する場合	県知事と水戸市長 の両方の許可
	イ 水戸市以外 に積替え保管施設を有する場合	県知事 の許可(従来どおり)
	ウ 積替え保管なし	県知事 の許可(従来どおり)
(2)水戸市内のみで収集運搬業を行う場合	ア 水戸市内 に積替え保管施設を有する場合	水戸市長 の許可
	イ 積替え保管なし	水戸市長 の許可

2 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分業

- (1)**水戸市内**に処理施設を設置して処分業を行う事業者→**水戸市長**の許可
- (2)**水戸市以外**に処理施設を設置して処分業を行う事業者→**県知事**の許可(従来どおり)
- (3)**水戸市内と水戸市以外**に処理施設を設置して処分業を行う事業者→**県知事と水戸市長**の両方の許可
- (4)移動式施設を用いて**県内全域**で処分業を行う事業者→**県知事と水戸市長**の両方の許可
- (5)移動式施設を用いて**水戸市内のみ**で処分業を行う事業者→**水戸市長**の許可
- (6)移動式施設を用いて**水戸市以外**の県内で処分業を行う事業者→**県知事**の許可(従来どおり)

3 産業廃棄物(一般廃棄物)処理施設の設置許可

- (1)**水戸市内**に処理施設を有する場合→**水戸市長**の許可
- (2)**水戸市以外**に処理施設を有する場合→**県知事**の許可(従来どおり)

※すでに茨城県知事の許可を有している事業者の方について

- 令和2年4月1日時点で県知事の許可を有している場合は、みなし許可により、県知事が行った許可の有効期限までは、そのまま有効となるため、新たな手続きは不要です。
- 令和2年3月31日までに県知事へ産業廃棄物処分業許可の更新申請を行い、令和2年4月1日時点で審査未了の場合は、みなし申請により、水戸市長へ更新申請されたものと扱われます。(許可証の交付等は水戸市長が行います。)
- 水戸市長への新たな手続きが必要となるのは、令和2年4月1日以降に更新申請等をする場合です。

◇排出事業者の届出等について

1 産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書について (毎年6月30日までに提出)

産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した事業者は、前年度の状況について、事業場ごとに産業廃棄物管理票等交付状況報告書を提出する必要があります。

中核市移行後の取り扱いは、以下のとおりです。

- ・ **水戸市内**の事業場で交付したマニフェストに係る報告書→**水戸市長**へ提出
- ・ **水戸市以外**の事業場で交付したマニフェストに係る報告書→**県知事**へ提出(従来どおり)

2 多量排出事業者に係る処理計画書及び実施状況報告書について (毎年6月30日までに提出)

事業活動に伴い多量の産業廃棄物(前年度 1,000 トン以上)又は特別管理産業廃棄物(前年度 50 トン以上)を生ずる事業場を設置している事業者は、処理計画書及び実施状況報告書を提出する必要があります。

中核市移行後の取り扱いは、以下のとおりです。

- ・ **水戸市内**の事業場に係る処理計画書及び実施状況報告書→**水戸市長**へ提出
- ・ **水戸市以外**の事業場に係る処理計画書及び実施状況報告書→**県知事**へ提出(従来どおり)

上記の取扱いは、令和元年度分の実施状況報告書及び令和2年度分の処理計画書の提出から適用されます。

令和元年度分の処理計画書を県知事に提出している場合でも、その実施状況報告書の提出先は、上記区分のとおりです。

◇有害使用済機器保管等の届出について

有害使用済機器を保管、処分又は再生する事業を営もうとする事業者は、当該事業を開始する10日前までに、有害使用済機器保管等届出書を提出する必要があります。

中核市移行後の取り扱いは、以下のとおりです。

- ・ **水戸市内**で事業を営もうとする事業者→**水戸市長**へ提出
- ・ **水戸市以外**で事業を営もうとする事業者→**県知事**へ提出(従来どおり)

◇PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物等について

PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書について (毎年6月30日までに提出)

PCB廃棄物、高濃度PCB使用製品(以下「PCB廃棄物等」という。)を保管、所有する事業者は、前年度の状況について、PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書を提出する必要があります。

中核市移行後の取り扱いは、以下のとおりです。

- ・ **水戸市内**でPCB廃棄物等を保管している事業者→**水戸市長**へ提出
- ・ **水戸市以外**でPCB廃棄物等を保管している事業者→**県知事**へ提出(従来どおり)

◇自動車リサイクル法関連事業者の登録・許可の取り扱いについて

中核市移行後の登録・許可の取り扱いは、以下のとおりです。

- ・ **水戸市内**に事業所を設置する事業者→**水戸市長**の登録・許可
- ・ **水戸市以外**に事業所を設置する事業者→**県知事**の登録・許可(従来どおり)

※すでに茨城県知事の登録・許可を有している事業者の方について

- ・ 令和2年4月1日時点で県知事の登録・許可を有している場合は、みなし登録・許可により、県知事が行った登録・許可の有効期限までは、そのまま有効となるため、新たな手続きは不要です。
- ・ 水戸市長への新たな手続きが必要となるのは、令和2年4月1日以降に更新申請等をする場合です。

◇土砂等による土地の埋立て等の許可の取り扱いについて

水戸市は、水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制にする条例(残土条例)に基づき、500㎡以上5,000㎡未満の土地の埋立て等について規制しており、条例に該当する埋立て等を行う場合には、水戸市長の許可が必要です。

許可の申請の窓口は、組織改編に伴い令和2年4月1日以降、ごみ対策課から廃棄物対策課に変更となりますのでご注意ください。

※5,000㎡以上の埋立て等を行う場合は、従来どおり県知事の許可が必要です。

〈問い合わせ先〉



水戸市マスコットキャラクターみとちゃん

水戸市生活環境部 廃棄物対策準備課

(令和2年4月1日からは、廃棄物対策課に課名が変更します。)

☎029-291-6917

各申請の詳細や様式等については、令和2年4月1日から順次、
水戸市ホームページでお知らせいたします。